

議員提出第7号議案

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条および品川区議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成19年9月21日

提出者	安藤 泰作	飯沼 雅子
	菊地 貞二	宮崎 克俊
賛成者	鈴木ひろ子	中塚 亮
	南 恵子	

品川区議会議長

伊藤 昌宏 様

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前年の合計所得金額が、施行規則第9条の2の3第1項に規定する世帯につき、生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助に要した費用として算定される金額を当該世帯の給与の収入金額とみなして所得税法第28条の規定を適用して算出した金額が当該世帯につき第10条第2項の規定を適用して算出した金額に占める割合（当該割合に小数点

以下3位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)をその者について同条の規定を適用して算出した金額に乗じて得た金額以下であり、生活が困難と認められる者

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(説明) 低額の所得であり、生活が困難と認められた区民の特別区税を減免する必要がある。